

司法書士会からお知らせ

H28年5月版②

発行：東京司法書士会

～東京司法書士会で行う相談会や被災者向けの情報をお届けします～

成年後見制度についてのご案内

先日国会で、認知症などで判断能力が不十分な人に代わり財産管理や契約行為を行える「成年後見制度」の利用促進を図る法律が成立しましたが、その成年後見制度にはどんな種類があるのでしょうか。

- (1) 後見相当・・・自分で判断して法律行為をすることができない常態である場合
- (2) 保佐相当・・・簡単なことであれば自分で判断できるが、法律で定められた一定の重要な事項については援助してもらわないとできない場合
- (3) 補助相当・・・大体のことは自分で判断できるが、難しい事項については援助をしてもらわないとできない場合

の3つの法定後見制度のほかに、判断能力があるうちに将来に備えて事前に後見人を選んでおける任意後見制度もあります。

成年後見制度について、ちょっとしたことでも構いませんので、お気軽にご相談ください。お一人で悩まないことが大切です。

面談による相談（予約制）

●東京司法書士会総合相談センター（四谷・金曜午後5時～8時）

ご予約電話番号：03-3353-9205

予約受付時間：平日午前9時～12時、午後1時～5時

場所：東京都新宿区本塩町9-3（JR・東京メトロ 四ツ谷駅 徒歩約4分）

●三多摩総合相談センター（立川）

ご予約電話番号：042-548-3933

予約受付時間：平日午前10時～午後4時

場所：東京都立川市曙町2-34-13 オリンピック第3ビル202-A

（JR 立川駅 北口 徒歩6分、多摩都市モノレール 立川北駅 徒歩5分）

電話による相談

電話番号：03-3353-2700

相談時間：平日 午前10時～午後3時45分 ※通話料はご相談者様の自己負担となります。